【参考資料２】

共同申請となりうる各種契約の取扱い

災害時に避難する状況において、避難所を開設できる方等および、災害時に設備を運転できる方、設備を使用する方が原則申請者となります。

１．設備所有者及び設備使用者と設備管理者がそれぞれ異なる場合

補助対象設備を耐用期間内で適正運用管理していただくことを目的に、設備管理運営が所有者・使用者と異なる場合は、運営会社の共同申請者として申請いただく事ができます。

設備所有者（貸与者）

設備使用者（借用者）

設備運営

管理会社

リース会社

共同申請者

２．設備所有者、設備使用者、建物所有者が異なる場合

補助事業設備の所有者と使用者だけではなく、避難所協定締結者である建物所有者も申請者になります。

建物所有者

（建物貸与者）

設備所有者

（設備貸与者）

（建物借用者）

設備使用者

（設備借用者）

共同申請者

３．転リース（エネルギーサービス等）

（１）転リースとは

転リースとは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引を指します。

発注先

設備使用者

エネルギーサービス会社等

設備所有者

リース会社

設備納入

設備リース

設備リース

支払

リース料

リース料

補助金

共同申請者

転リースの流れ

（２）転リースを利用した事業の扱い

①転リース会社が補助事業に必要な一定の役割（※）を担う必要があります。単にリース会社から設備使用者の間に入ってリースするだけのものは認められません。

※　操業管理・メンテナンス・電気や熱の販売等

②リース会社・転リース会社・設備使用者の３者共同申請とする必要があります。

③各リースの契約において、設備を財産処分期間使用できる契約とする必要があります。

④実施計画書（様式第2）に３者の関係と役割分担を添付して下さい。

⑤交付申請書および実績報告書に以下の書類を添付して下さい。

・リース会社と転リース会社、転リース会社と設備使用者、各リース契約書の写し

・各リース契約金額に関する料金計算書（補助金相当額が減額されていることを証明できる書類）

※交付申請書に添付する資料は案で可

⑥事業の完了は、設備所有者（リース会社）が発注者へ経費の支払いを行った日とします。